平成２３年（フ）第１９１号
長崎県長崎市中里町1193番地１　パセオ34Ｃ３号室
債務者　横川　隆司
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
長崎県長崎市中里町1193番地１　パセオ34Ｃ３号室
債務者　横川　千秋
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
長崎県長崎市上西山町２番16号　フォーレスト諏訪３号館202
債務者　竹之内智子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
熊本市長嶺西２丁目16番８号
債務者　柳　貴久江
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８４号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田829番地　町営中代団地３－１号
債務者　末吉　　務
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８５号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田829番地　町営中代団地３－１号
債務者　末吉冨士美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１６号
熊本市国府４丁目３番９号
債務者　志賀　春江
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８１号
熊本市神水１丁目25番５－403号
債務者　滝下美賀子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８６号
熊本県宇城市三角町波多1537番地73
債務者　鶴我　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０９号
熊本県上益城郡益城町大字辻の城353番地、前住所熊本市出仲間２丁目１番３号　レオパレス太田参番館101号室
債務者　後藤　望実（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２３１号
熊本市春日１丁目３番23号
債務者　福田　伸矢
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５３号
熊本県菊池郡菊陽町杉並台１丁目８番12―201号　フォーブルひろ
債務者　竹下　武則
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５４号
熊本県菊池郡菊陽町杉並台１丁目８番12―201号　フォーブルひろ
債務者　竹下　智美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７号
香川県綾歌郡宇多津町231番地　県営住宅15―３
債務者　大西　英城
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４３号
香川県丸亀市土器町東８丁目528番地　県営安達団地１棟303号
債務者　児島　浩二
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７９号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目10番２号
債務者　山下　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部